

日 薬 業 発 第 49 号

平成 28 年 4 月 26 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副会長 森 昌平

平成 28 年熊本地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の
徴収の猶予について（要請）

標記について、財務省大臣官房企画官（主計局給与共済課担当）から別添
のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

共済組合における平成 28 年熊本地震による被災者の一部負担金等の徴収
猶予及び減免等を行うことについては、平成 28 年 4 月 21 日付け日薬業発第
29 号にてお知らせしたところですが、今般、同件について財務省から共済組
合に対して一部負担金等の徴収を猶予するよう要請されたとのことです。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれまして
は、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務連絡
平成28年4月22日

日本薬剤師会会長等 殿

財務省大臣官房企画官
(主計局給与共済課担当)

平成28年熊本地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予について(要請)

標記の件について、別添のとおり各共済組合に通知しましたので了知願います。
なお、貴関係機関、団体等に対する周知徹底方、よろしく願います。

【別 添】
事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 22 日

各共済組合担当課長 殿

財務省大臣官房企画官
(主計局給与共済課担当)

平成 28 年熊本地震により被災した組合員等に係る一部負担金等
の徴収の猶予について (要請)

平成 28 年熊本地震で被災した組合員及びその被扶養者の保険医療機関等で
の一部負担金等の取扱いについては、平成 28 年 4 月 15 日付け事務連絡「平
成 28 年熊本県熊本市地方の地震により被災した組合員等に係る一部負担金等
及び組合員証等の取扱い等について」を送付し、現行法の取扱いをお示しして
きたところですが、被害の甚大な状況に鑑み、一部負担金等の取扱いは、下記
のとおり徴収を猶予していただくよう要請いたしますので、よろしくお取り計
らい願います。

記

1. 徴収を猶予する一部負担金等の範囲

保険医療機関等における以下の一部負担金等の支払いについては、組合員及び
被扶養者から保険医療機関等への直接の支払いに代えて、共済組合が保険医療機
関等に支払うとともに、共済組合が組合員から一部負担金等相当額を徴収する整
理とし、その徴収を猶予いただきたいこと。

- ・ 一部負担金
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額 (食事療養標準負担額又は生活療養標準
負担額に相当するものは除く)
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額 (食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額
に相当するものは除く)
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

2. 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成 28 年熊本地震に係る災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) の適
用市町村に住所を有する (地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入
した場合を含む。) 国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号) の
組合員及び被扶養者であること。

(2)平成28年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合

3. 取扱いの期間

当面、7月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、7月末日まで徴収を猶予いただきたいこと。